小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準

１　共通基準（条例第１６条）

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　内　容 | 構造基準 |
|  | 囲い（産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる場合は，構造耐力上安全であるもの）を設け，かつ搬入路から当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分を設けること |
|  | 自重，積載荷重その他の荷重，地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること |
|  | 産業廃棄物，排ガス及び排水，使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること |
|  | 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するための必要な構造等を設けること |
|  | 著しい騒音及び振動を発生し，周囲の生活環境を損なわないこと |
|  | 排水を放流する場合は，必要な排水処理設備が設けられていること |
|  | その他 |

２　個別基準（条例第１７条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　内　容 | | 構造基準 |
| 破砕施設 |  | 受入設備及び貯留設備が処理能力に応じ，十分な容量を有し，かつ，維持管理に支障がないものであること |
|  | 粉じん飛散防止するための集じん器，散水装置等が設けられていること |